

指 示

平成 24 年 4 月 12 日

千葉県知事  
鈴木 栄治 殿

原子力災害対策本部長  
内閣総理大臣  
野田 佳彦

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 3 項に基づく平成 24 年 4 月 11 日付け指示は、下記のとおり変更する。

記

1. 千葉県佐倉市、流山市、我孫子市、君津市、印西市及び白井市において産出されたしいたけ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
2. 千葉県木更津市、柏市、市原市、船橋市、八千代市、我孫子市、白井市及び栄町において産出されたたけのこについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
3. 千葉県野田市、成田市、勝浦市、八街市、富里市及び山武市において産出された茶について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。